関東信越厚生局・栃木県・栃木県社会福祉協議会主催令和3年度 地域包括ケア応援セミナー 2021.11.01

支え合い・助け合いによる 高齢者の移動支援について

NPO法人 全国移動サービスネットワーク 副理事長 河崎 民子



全国移動サービスネットワークの活動 (全国移動ネットとは)

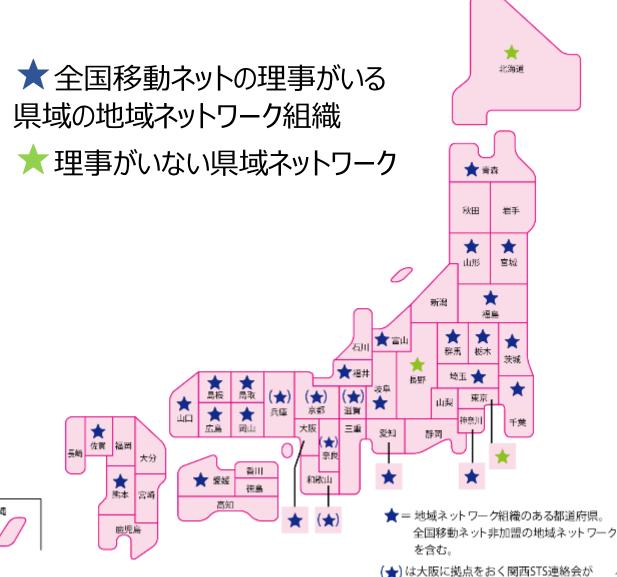
- ●高齢者や障がい者などの移動・外出支援に取組む団体の中間支援組織 ●23の地域(県域)ネットワークの全国組織 (1998年設立)
- ●法制度などに関する調査研究事業および政策 提言 ●移動サービスに関する相談対応、情報提供、立上げ支援 ●会報、出版物、認定運転者 講習テキスト等の発行 ●災害時移動支援の推 進等に取組む

さまざまな支援を実施

■自治体支援 **住民主体による移動支援活動創出に** むけたアドバイザー派遣、相談対応 県委託:静岡県、 新潟県、長野県、山梨県、福井県、愛知県、香川県 など

依頼に応じて、地方厚生局主催市町村セミナー、SC養成研修、協議体の勉強会、社協主催の講習会、地域ネットワークの学習会へ講師派遣、市町村職員および SC等の職員会合へのアドバイザー派遣

■講演、ワークショップの進行、実証運行への同行、運転者講習会の開催、職員会議での情報提供等



サポートしています。

はじめに

- ・住民主体による高齢者の**移動・外出支援**は、地域の**公共交通の補完**あるいは**競合**という**視点**から**議論**されがち
- だが、取組み事例が増えるにつれ、閉じこもらず外出して交流することによる利用者の介護予防効果や、担い手が役割をもって社会参加することによる生きがい・やりがいが健康寿命延伸につながっていることが明らかになってきた
- ・市町村には、高齢者の**ひとり暮らし・高齢** 者のみ世帯、認知症高齢者の増加による 介護費や医療費の増大という大きな課題





がある

- 買い物支援やサロン送迎の活動を通して、 地域に ひとり暮らし高齢者を見守るという 意識が醸成され、またボランティア活動は当 然という雰囲気がめばえ、地域づくりにもつ ながっている
- タクシー券の交付や移動販売車への補助等に加えて、住民互助による移動・外出支援について真剣に取組む時期ではないか

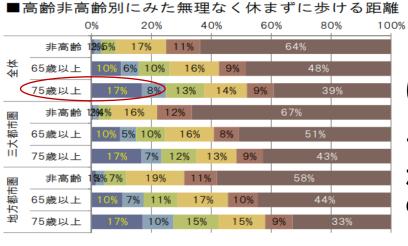
【 お話しする内容 】

- 生活に必要な移動・外出に困る高齢者の増加 — その背景や現状など —
- 地域で支え合う 住民主体の取組み事例
- 総合事業による実施団体への支援(事例を含む)
- 道路運送法と関連制度について(事例を含む)
- 事故について & 事故への備えと保険
- 立上げプロセスの事例 & 静岡県による市町支援の取組み

■生活に必要な移動・外出に困る高齢者の増加 一 その背景や現状など —

生活に必要な**外出に困る高齢者**が増えている**背景・課題**など

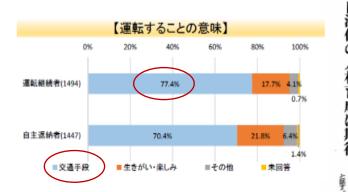
- 1) 少子高齢化&過疎化の進行 高齢独居・高齢者のみ世帯・75歳以上の増加
 - 家族による送迎は期待できない
- 2) 交通事業者への財政支援の限界 バスが**あっても 乗らない・活用できない住民**の
 - 悪循環 乗るための目的地別の個別援助が必要か
- 3) 高齢者の体力(**駅やバス停まで歩けない**)



■300mまで ■500mまで ■1kmまで ■1.5kmよで ■1.5km以上

●無理なく休まず に歩ける距離は **100メートルまで**と 75歳以上の17% が回答 (国交省 の調査)

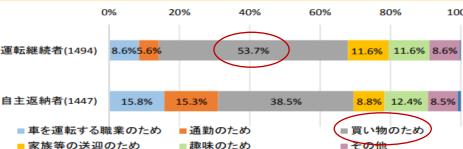
●運転免許は 自分に とって交通手段なので返 **納できない**と75歳以上 の77%が回答(警察 庁調査結果2015年)



■未回答

担い手も補助金も大幅不足

送迎支援



【運転する目的】

食料品アクセス困難人口

出典:**農林水產政策研究所**

平成27年(2015年) 国勢調査に基づく推計結果

食料品アクセス困難人口とは、**店舗まで500m以上かつ自動車利用** 困難な65歳以上高齢者を指す。店舗は、食肉、鮮魚、野菜・果実小売業、百貨店、総合スーパー、食料品スーパー、コンビニエンスストア が含まれる

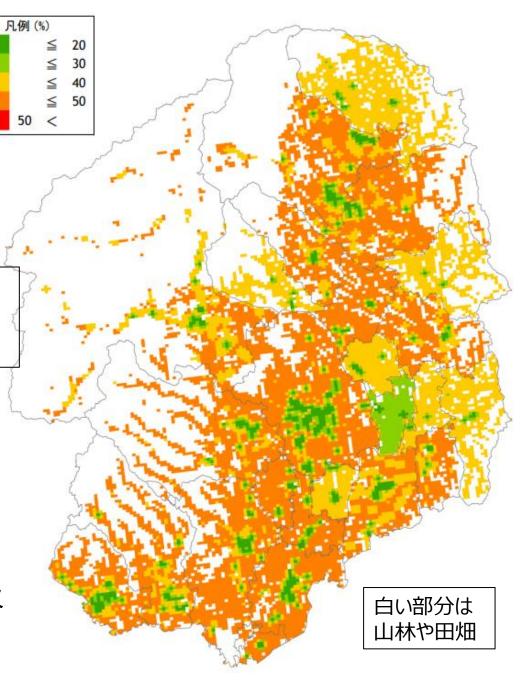
食料品アクセス困難マップ 栃木県 75歳以上 割合

買物環境の悪化の影響として、

- ①高齢者の**外出頻度の低下**による**生きがい**の喪失
- ②商店までの距離が遠くなることによる高齢者等の転

倒・事故リスクの増大

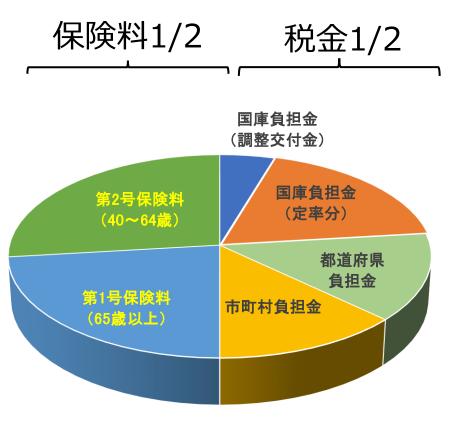
③食品摂取の多様性が低下することによる**低栄養化**及びこれによる**医療費や介護費の増加の可能性**がある



介護保険の財源構成と規模

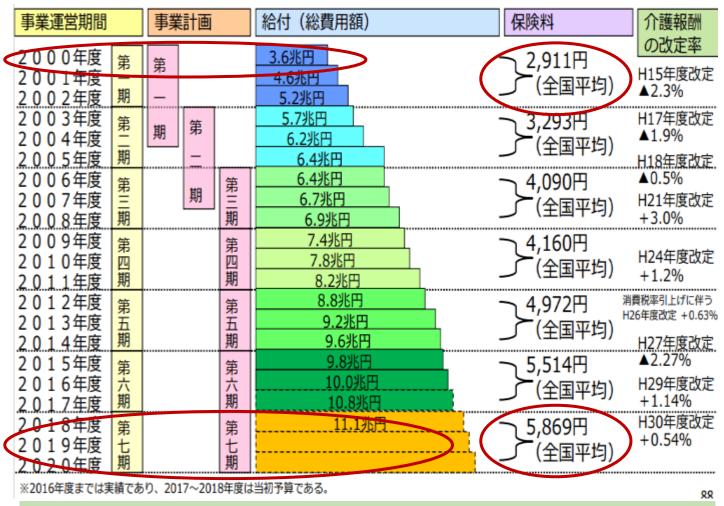
介護給付と保険料の推移

高齢人口の増加とともに認定者も増え 給付費は当初の3倍、保険料も2倍に



厚生労働省老健局 資料から

県内市の基準額 大田原市6,300円 小山市 6,083円 矢板市6,000円 佐野市5,763円 真 岡市5,607円 栃木市5,600円・・・



2021年改定 65歳以上の保険料 全国平均月6,014円

外出と交流は健康と深くかかわっている

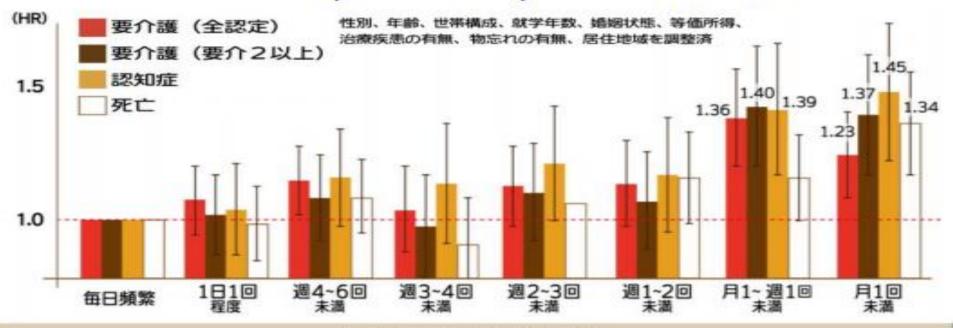


Japan Gerontological Evaluation Study: 日本老年学的評価研究 **JAGES 健康とくらしの調査**

日本老年学的評価研究機構の調査から

人との交流は週1回未満から健康リスクに

~認知症や要介護(要介護2以上), 死亡が1.3~1.4倍~



他者との交流頻度

10年間のコホートデータを使用。約12000人を解析した結果。

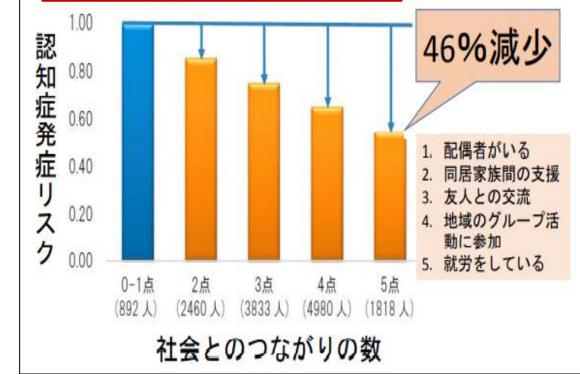
Japan Gerontological Evaluation Study: 日本老年学的評価研究 JAGES 健康とくらしの調査



Saito T, et. al., J Epidemiol Community Health. 2018: 72(1):7-12.

doi: 10.1136/jech-2017-209811 13984名を9.4年追跡

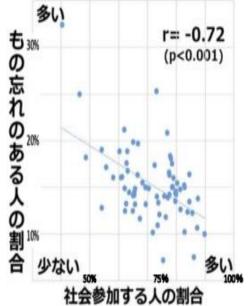
社会との多様なつながりがある人で





JAGES2013 学習活動など種類にかかわらず年数回以上活動 N=105市町(338,659人)





①単身高齢者の割合、②可住地人口密度、

③最終学歴中学校以下の高齢者の割合 ④課税対象所得を調整した偏相関分析

Seungwon Jeong, Yusuke Inoue, Katsunori Kondo, Kazushige Ide, Yasuhiro Miyaguni, Eisaku Okada, Tokunori Takeda, Toshiyuki Ojima. Correlations between Forgetfulness and Social Participation: Community Diagnosing Indicators. Int. J. Environ. Res. Public Health 16(13): 2426, 1-11, 2019.

コロナ・フレイル (身体や認知機能の虚弱化) の高齢者が増加している実態

コロナによる健康 二次被害

筑波大学大学院の研究グループ(代表:久野譜也教授)、2020年5月、新潟県見附市で約600人を対象に、2020年11月 全国6つの自治体でアンケート調査 結果





各地の高齢者関係職員などの声

高齢者の声

高齢化がすすんでいて徒歩や自転車で 買物に行くのは限界 という人が増えている 通いの場が介護 予防に効果的だと 分かっている。でも 歩きでは来られな い人が多い

交通不便地域の調査をした。県立大学の調査による「低栄養高齢者が多い地域」とぴったり重なっていて驚いた

コロナ禍で外出自 粛をしっかりやって いる高齢者ほど フレイルが進行して いる 坂が多いので 買物の荷物 を持って登れ ない

退院後、体 力が落ちて買 物に行けなく なった

離れて住んでいる娘から うるさく言われて、勢いで 免許を返納したら、閉じ こもりになってしまった。生 活に困っている

> 昨年来、誰と も会話しない 日が多い

地域から上がってきた課題 解決策を後押しするツール

- ■介護保険制度一部改正による機能(2015年~)
 - ・専門職としての生活支援コーディネーターの配置
- ・協議体の設置 (第1層、第2層)
- ・介護予防・日常生活支援総合事業による住民・団体への補助金の創設





- 社会福祉法改正による**社会福祉法人の制度改革**
 - →公益的取組みを実施する責務
- デイサービス車両の空き時間で買物支援・サロン送迎等
- ■県などによる移動支援活動立上げ支援

■ 地域で支え合う 住民主体の取組み事例

全国各地の実施事例パターン

- 1 **地域が主体的に**(インフォーマルに)外出を支援
- 2 社会福祉法人の「公益的な取組」と地域が連携
- 3 自治体が総合事業の補助金等で上記を支援



許可・登録の手続き不要の 形態で行われることが多い

支援形態・目的地		使用車両		運転	添乗・付添・調整	
乗合型	1 買物支援	法人の車	個人の車	法人職員またはボランティア	ボランティア 社協や地域包括	
	2 居場所への送迎	法人の車	個人の車	法人職員またはボランティア	ボランティア 社協や地域包括	
	3 巡回型	法人の車	個人の車	法人職員またはボランティア	ボランティア 社協や地域包括	
個別型	4 通院など個人 ニーズの送迎	(法人の車)	個人の車	ボランティア	ボランティア 社協や地域包括	

社会福祉法人と 公益的な取組



- **1951(昭和26)年**に起源がある**社会福祉法**にも とづき設立された法人
- 全国に約2万法人(2017年度末)。救護施設や 児童養護施設、特別養護老人ホーム、障害者入 所・支援施設、保育所などを経営
- 制度創設時の時代背景から、さまざまな税の優遇 措置を受けている
- 2013年の社会保障審議会介護給付費分科会で厚生労働省が特別養護老人ホームの内部留保に関する調査結果を公表。特養1施設あたり平均3億1千万円が内部留保されており、総額2兆円規模になることから社会問題に
- 2016年公布の社会福祉法一部改正により、公益性が高い法人として本来のあり方へ制度改革が行われた

社会福祉法人制度の改革(主な内容)

- 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する 法人の在り方を徹底する。
- 1. 経営組織のガバナンスの強化
- □ 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- □ 財務会計に係るチェック体制の整備
- 2. 事業運営の透明性の向上
- □ 財務諸表の公表等について法律上明記
- 3. 財務規律の強化
- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資
- 4. 地域における公益的な取組を 実施する責務
- □ 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では 困難な福祉ニーズへの対応を求める
- 5. 行政の関与の在り方
- □ 所轄庁による指導監督の機能強化
- □ 国·都道府県·市の連携を推進

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議 (注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等
- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、 役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等
- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、<u>福祉サービスに再投下可能</u>な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化
 - ※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業 の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その 他公益事業の順に検討) 等
- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を
 要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として
- 規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等
- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、<u>柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する</u> 規定を整備
- <u>都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベース</u> の整備 等

形態:乗合い(サロン送迎) 車両:社会福祉法人 運転&付添:ボランティア 許可・登録不要

一廣会 かないばら苑&運転ボランティアCAP片平 (神奈川県川崎市)

【経過】地区社協のセミナーで、「**昼間は空いているデイサービスの車を地域に活用させてほしい**」と 参加者から言われたのがきっかけ。実現のための勉強や検討をはじめた。2年後の2010年12月にスタート。 実践を積み重ね、あさおサロン送迎等推進会議で参加法人を拡げた。柿生アルナ園など4特養が参画

【実施体制】・あさお運転ボランティアCAP片平を組織化(現在10人)。大臣認定運転者講習の受講を

経て、施設の安全運転管理者が実施するテストに合格することが条件

・施設は車両提供&保険整備 ・乗る人の調整はサロン側 ●サロン送迎ガイドラインあり

【実施主体】「人とサロンをつなぐ移送推進協議会」任意団体 会長:CAPの 奥山潔氏、副会長:かないばら苑の依田明子苑長、事務局:麻生区社協

【送迎中のサロン】・片平おしゃべり会(片平)・サロン・ド・それいゆ(麻生区全域:

障がい者)・ももとせの会(上麻生)*・わかな会(区全域:障がい者)

・岡の上カフェ(岡上)・いきいきサロン(白鳥栗平) *柿生アルナ園担当

年間約60回

【利用者】実利用者46人(開始から2019年3月まで延2,000人が利用) 無料(感謝の寄付がたまり、運転ボランティアのベストと帽子をつくった)●利用者規約あり

【保険等】・自動車保険の補償(走行中、車両内、乗降時)⇒施設の事業として

・施設賠償責任保険(怪我、物損)⇒対象者を施設職員&ボランティアとする

つまりデイサービス事業と同等の補償で可能 ●定款の変更不要

互助 活動





- ←玄関付近に貼って あった
- ・3階の研修室を地域に開放
- ・地域の人が頻繁に 訪れレクレーション活 動(入所者も参加)
- ・年間ボランティア数のベ4,000人





利用者の誘いだし ももとせの会&CAPボラ







・2人目も自宅前で乗車・この日は計4人



●「ももとせの会」は 毎月10日に「上麻生2丁目自治会」が「百合ヶ丘勧交会館」(自治会館)で開催。老人会ではないが 来るのは高齢者が多い。毎回30人前後が参加。ほとんどの人は徒歩で来館。徒歩で来られない人を送迎

●利用者とスタッフの区別はない。エプロンをしている人が世話役的存在。毎回花を持参する利用者的な人もいる。着くと受付をしてお気に入りの場所に座る。まず珈琲が出る。お昼には味噌汁を提供。近くのスーパーで弁当を買ってくる人が多い。11時ごろから徐々に地域の人たちが集まる。

●11:30開始。視察日(2019年10月10日)は最初に **廃プラスチック 問題に関する講演会のアピール**があった。午後は 麻生区内にある昭和音楽 大学の学生による**クラシック演奏会**



互助 活動

「ドライブサロン事業」(鹿児島県 鹿屋市)

6 社会福祉法人との連携で 5 年前から8 地区で実施

花里地区

大姶良地区

(獅子目)

根木原地区

花岡地区

大姶良地区

おしゃべりをして歌をうたって、 車の中が介護 予防の場になった!

高隈地区

串良地区





・車両と運転手は社会福祉法人

- ・ガソリン代・保険料等も法人が負担・利用は無料
- ・週1回定期的に実施
- ・所要時間は2~3時間以内
- ・買物先は参加者の話し合いで

選定 ・参加登録者は待合せ場所に集合(欠席のときは仲間に連絡→無断欠席→民生委員が安否確認)

❖ 利用者の声 「買物だけでなく 馴染みの人と おしゃべりができ て楽しい」「体調 鹿屋市のアンケート調査

❖ 法人職員の声

も良くなった」

(入所系施設)

- ・在宅生活の継続について考える機会になった。
- ・**自分が**地域貢献できている、**人の役に立って いる**と感じる
- ・もっと地域住民のためにできることはないかと考える職員が増えた

鹿屋市社会福祉協議会提供資料から作成

(社福) 桜井の里福祉会 はな広場 新潟県 燕市

【経過】施設の運営推進会議で地域のニーズや課題を協議した際に、熊森自治会長より「**地域のサロンの送迎が大変になってきている**」との課題提起があった。**はな広場として地域に何かできることはないか**と話

合い、平成29年3月より地域サロンの送迎支援を行うことになった

【対象者】島上地区のサロンに通う高齢者

【担い手】はな広場の職員が運転(施設長や事務職員など)

【方法】·はな広場所有の送迎用リフト車などを使用

- ·ひまわりの会(横田)第2(火) ·コスモスの会(熊森)第2(水)
- ・自宅と各サロン会場の行き帰りを送迎 ・サロンのボランティアが 同乗しナビゲート ・1回の所要時間は約30分

【やって良かったこと】

はな広場 前生活支援リーダー佐藤博文氏の資料

- ・はな広場を広く知っていただくことで、地域で暮らすことへの安心感
- ・職員が "**地域に出ていくきっかけ**" となり、地域の方々と**顔の 見える関係づくり**ができているように感じる
- ・介護サービスの利用をはじめるとサロンの参加を断念する方が多く見

られた。徐々に地域とのつながりが疎遠になり、介護サービスの利用が生活の中心となっていた現状があったが、送迎を担うことで、介護サービスの利用者も今まで通り参加できる"きっかけ"をつくり、継続した参加につなげられている・今後も送迎だけでなく、地域のために何かお手伝いできることを見出していきたい



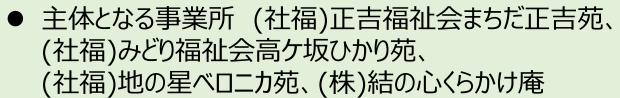
互助 活動

形態:乗合い(地域内からバス停) 車両&運転:社会福祉法人 運行主体:自治会 許可·登録不要

鞍掛台「くらちゃん号」巡回型(東京都町田市)

【経過】鞍掛台地区(330世帯)は高齢者が多い住宅地。**坂道の多い地形**。閉じこもる高齢者も多く、町田市南第三高齢者支援センターや自治会の「防災見守り委員会」、福祉事業所をメンバーに「鞍掛台買物・外出支援プロジェクト」発足(まちだ〇ごと大作戦事業にエントリー)2018年5月。

3事業所により2019年3月から試行運行開始。10月から本格運行



- 毎週(木)11:00~14:00 6便でスタート 現在(火)(金) 10:30~12:30 5便 ●利用者〈無料〉誰でも乗車可
- ●成瀬コミニュティセンターを拠点に地区内 4ヶ所で乗降 降車場所の最寄りバス停から J R 成瀬駅にも
- **3法人が**車両&運転手&保険&燃料代等を負担 **週1回1時間なので負担にならない**(法人側の談)
- ★チラシ、利用規約、協定書・覚書(二者協定)

互助 活動

地域の絵本作家が無 償でデザイン



委員会はアンケートを常時実施して、絶 えず合意を拡げ、ニーズを把握 運行時間以外は バス停を管理する 家が倉庫等に保 管

形態:乗合い(買物支援) 車両&運転:社会福祉法人 付添&調整:地区社協のPJ許可·登録不要

綾瀬市は市域に鉄道駅がない。バスは、会社が異なるため 市役所で東西交通が分断。福祉有償運送も撤退して1団体も なくなった。2018年 市が支援して、高齢者の移動・外出支援および福祉有償運送登録団体の立上げを行うことになった

吉岡買い物支援プロジェクト(神奈川県綾瀬市吉岡地区)

互助 活動

・2018年11月 吉岡地区で「外出支援フォーラム」開催

•2019年1月 吉岡地区意見交換会(出席5人:地区社協会長、民生 委員、唐池学園職員、市福祉総務課、かながわ移動ネット)吉岡地区での ニーズや可能性について議論、プロジェクト設置を合意(月1の割合でPJ会 議10回開催) * 栃窪買い物クラブも視察

取組みの 経過

・2019年3月~市の車両で試験運行を4回実施。つどアンケートを実施

・社会福祉法人「唐池学園」の協力がえられることに(車両・運転・自動車

保険・ガソリン代)・2019年10月 本格運行

運営主体 吉岡地区社会福祉協議会・吉岡買い物支援プロジェクト

普段は唐池学園の理事長が運転 運転ボランティア:6人(理事長の都合が 運転·付添

つかないとき) 添乗ボランティア:6人

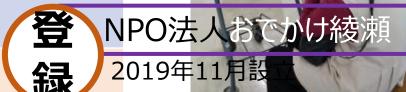
月3回(第1・第2火曜日、月末の土曜日) 実施方法

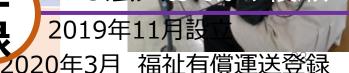
行先はロピア綾瀬店(隔月でタウンヒルズ)

利用者と 負担

利用は無料*地区社協賛助会費1,200円/年(月100円)

利用者17人(2020年10月)

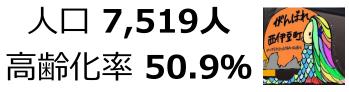




形態:乗合い(買物支援) 車両:社会福祉法人.社協.NPO 運転と添乗・付添:ボランティア

静岡県 西伊豆町

人口 7,519人

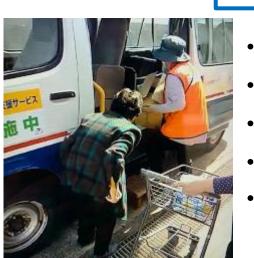


「ご近所ネットワークin中」

- •毎週 木曜日
- ・スーパーあおきorウエルシア に送迎
- ·車両はNPO法人みんなの
- 家が提供
- ·運転はボランティア
- ・店内サポートボラ2人

「太陽の里号」大沢里地区

- •毎週 水曜日
- ・スーパーあおき西伊豆店など に送迎
- ·車両は**梓友会太陽の里**が 提供(シエンタ5人乗り)道 幅狭い · 運転はボランティア
- ・店内サポートボラ2人





「社協24時間(テレビ)号」

神田·大久須地区

- ·毎週 木曜日
- ・サンフレッシュ安良里店に送迎
- ・車両は**西伊豆町社協**が提供
- ·運転はボランティア
- ・店内サポートボランティア2人



形態:乗合い(買物支援) 車両:(福)十字の園 運転&付添:ボランティア

ほっくばら買物支援プロジェクト (静岡県 御殿場市北久原地区)

取組みの 経過





・中畑地区(玉穂地区)における地域と野菊寮の活動 (試験運行2019年.本格稼働6月)を参考に、2020 年2月から検討開始

- ·**社会福祉法人「十字の園」**が車両提供快諾
- ・「ほっくばらみんなで支える移動支援プロジェクト」発足
- ●プロジェクトメンバー

区長、副区長、議長、サロン代表、地域福祉推進員長、民生委員、社会福祉法人御殿場十字の園、地域包括支援センター、社協(SC)、市長寿福祉課、市未来プロジェクト課(公共交通部局)

- ・6月:区協議委員会で説明 7月:いきいきサロンで説明 8月:区の回覧で周知、利用者説明会 プロジェクトの役員等決定
- ·7月 運転ボランティア5人→8月 運転ボラ6人
- ·2020.8月 第3回PJ会議
- ·9月8日 試験運行 9月14日 本格運行.以後每 週実施



実施方法

毎週(木)と亀さんデー(6が付く日)に実施

■ 総合事業による実施団体への支援(事例を含む)

令和3年4月からボランティアへの奨励金(謝金)も補助対象可能に

総合事業における補助金の対象経費

令和3年3月「介護予防・日常生活支援総合事業等に基づく移動支援サービスの創設に関する調査研究事業」【報告書】p76 三菱UFJ リサーチ&コンサルティング(厚労省の老健事業からの受託) ⑱~②の説明は次シート

		類型① 訪問Dケース1	類型②訪問Dケース2 通所や一般介護サロン	類型③ <mark>通所B</mark>	類型④ 訪問B
		通院等をする場合にお ける 送迎前後の付き 添い支援®	通所型サービス・通いの場の運営主体と 別の主体による送迎 ⑨	通所型サービス・通いの場の運営主体と 同一の 主体による送迎	生活援助等と一体 的に提供される送迎 ②
	奨励金	O 21	02	0	0
直	ガソリン代等実費	×	0	0	0
直接経費	自動車保険の保険料②	×	0	0	0
	活動用の保険の保険料@	0	0	0	0
	車両維持·購入費	×	0	0	0
間接経費	コーディネーター人件費	0	0	0	0
経費	家賃·通信費等	0	0	0	0

- ®「地域支援事業実施要綱(P.21)」より、『(抜粋)通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援であるので、移送に関する直接経費は対象とならず、サービスの利用調整の人件費等の間接経費のみが対象となる』
- ⑨「地域支援事業実施要綱(P.21~22)」より、『(抜粋)対象経費については、間接経費のほか、ガソリン代等送迎にかかる実費、車両購入費等に対する補助等、具体的な対象経費について費用の効率性の観点から市町村において判断』
- ②「地域支援事業実施要綱(P.10)」より、『(一部抜粋)・・・様々な経費について、市町村がその裁量により対象とすることを可能とするほか、・・・奨励金(謝金)を補助の対象とすることも可能である。・・・運営費の一部を補助するものであるが、例えば補助率を設定せずに年定額での補助を行うことも可能である』

- ② 道路運送法の許可・登録の有無によらず、**送 迎前後の付き添い支援**を対象とした奨励金のみ可。
- ② 道路運送法の許可・登録を受けている場合は、送迎前後の付き添い支援のみでなくボランティア運転者の送迎を対象とした奨励金を補助することが可能
- ②「団体が所有する車両の自動車保険」、および「マイカー等を使用する移動支援ボランティアの活動中の自動車事故を対象とした自動車保険」
- ② ここでは、自動車に乗車していない乗降前後の付き添い支援の際の事故などを対象とする保険をイメージ。「移送に関する直接経費」には該当しないため、いずれの類型においても補助対象経費となる。

形態:乗合い(サロン送迎) 車両:団体 運転&調整:団体 許可・登録不要

神奈川県 葉山町 サロン送迎

訪問型Dケース2

登録

経過	葉山町には 鉄道の駅 がなく、 バス路線 も主要道路にしかない。高台に住む高齢者やバス停が遠い高齢者等は移動や外出がしづらい状況があった。 アンケート調査 等からは、ひとたび 認定を受けると 、ほとんど 外出しない人が40%以上 になることや、 一般介護予防事業やサロンに送迎サービスが不足 していることが分かった。第1層生活支援コーディネーターでもある福祉課課長補佐が中心になって訪問型サービスDを構築していった。平成29年「葉山ボランティア福祉外出支援の手引き」作成着手。福祉有償運送団体による送迎開始。平成30年4月「手引き」完成・本格実施(*地域のボランティアによるDケース1は未だ始動していない)
サービス内容	一般介護予防事業のサロン: 2カ所&通所型サービスB: 1カ所の送迎(令和元年度)
送迎車両	実施団体の車両
担い手	NPO法人ワーカーズ・コレクティブくるまやさん(福祉有償運送登録団体) (平成28年「交通バリアフリー協議会」立上げ時からの協力者)
補助金	町補助金(2019年度)約70万円 内訳①車両管理費②燃料費③車検代④車両整備費⑤車両任意保険料⑤通信費・消耗品費、コーディネート費 →2020年度297万円
利用実績	(令和元年度上半期) きづな:延べ169人 なでしこ:延べ249人 つどいの和:延べ59人
利用者負担	送迎は無料

形態:個別支援 車両&サービス:団体 許可・登録不要

千葉県 松戸市

●訪問Bのなかで送迎 (生活援助一体型)

サービスの 種類	生活支援コース <訪問型サービスA>	困りごとコース <訪問型サービスB>					
サービス 内容	◆室内やトイレ、卓上等の清掃・ゴミ出し・準備・後片づけ・洗濯機又は手洗いによる洗濯・洗濯物の乾燥(物干し)・洗濯物の取り入れと収納、アイロンがけ、本人不在のシーツ交換、布団カバーの交換等 ◆衣類の整理(夏・冬物の入れ替え等)・被服の補修(ボタン付け、破れの補修等)◆配下膳・配膳、後片付け・一般的な調理 ◆日常品等の買物(内容の確認、品物や釣り銭の確認を含む)、薬の受け取り	◆本人の居室以外の掃除、 外回りの掃除、雑草取り、 受診付き添い等 ◆付き添い支援サービス	サービス実施団体		松戸	松戸市HPから	
			団体名	生活支援コース	困りごとコース(家 事支援)	困りごとコース (家事支援+付添い 支援・車なし)	困りごとコー (家事支援・ 添い支援・ り)
			公益社団法人 松戸市 シルバー人材センター	あり	あり	あり	あり
			ー般社団法人幸樹会 (ケアステーションゆ ず)	あり	あり	あり	あり
利用料	30分未満 100円 (1割負担の場合) 30分以上 1時間未満201円 (1割負担の場合) ※30分超 過毎に料金が加算 (月額で利用上限があり) ※1 回につき1時間未満の利用が目安。最長時間は基本的に2時間未満	1時間 500円から 1,000円程度 ※実施団体で料金が異なります ※最長時間は	社会福祉法人 松戸市社会福祉協議会	あり	あり(生活支援コースとセット利用の み)	- あり(生活支援コースとセット利用の み)	なし
			株式会社 らいと介護サービス	あり	なし	なし	なし
		※ 敢長時間は 基本的に1回2時間未満	NPO法人 ディープデ モクラシー・センター	なし	あり	あり	あり
	事業者指定/委託	補助(助成)【2019年9月改 ·準備資金 30万円以内(移動支援		10 7	5円加算)	·運営費 月	額5

委託料•補 助金等

単価 1時間2,000円 【2019年9月改 定前】(住民主体Bとの連携加算100円) 利用者負担1.2割

万円(固定)+実働加算

(加算) 50~100時間1万2500円 100~150時間2万5千円 150~200時 間 5 万円 200~300時間10万円など

形態:訪問型サービスDと町の単独補助を組み合わせて実施 車両&運転:ボランティア

調整:社会福祉協議会(SC、地区担当)、町包括、町(公共交通担当部署)

許可·登録不要

東桜谷おしゃべり会「おたすけカゴヤ」(滋賀県 日野町 東桜谷地区)

・日野町の人口は21,322人。高齢者がいる4,307世帯のうち、ひとり暮らしは1,105世帯、高齢者のみ世帯が2,179世帯(2020年10月)。高齢化率30.3% ・民間路線バスは1路線を残して廃止された(利用者減)。町は路線をほぼ踏襲する形で1990年から近江鉄道㈱に補助して町営バス6路線を運行・東桜谷地区(高齢化率44.0% 24.5㎞ 10集落)はバス停が遠く、高齢者の移動・外出支援が地域の課題となっていた・地区は、地域の支え合い活動を推進するため「東桜谷おしゃべり会」を設立。食事会「おしゃべり食堂」を実施するとともに、2019年に移動支援事業「おたすけカゴヤ」の取組みを開始。東桜谷の2集落からスタートし現在は6集落に広がっている・さらに取組みを広げるため2021年5月にボランティア講習会を開催(8人が受講)。現在のボランティアは31人・小井口地区でも「小井口YK倶楽部」がおたすけカゴヤを開始(2020年4月~)

実施方法

- ・訪問型サービスD(**要支援者等**)および町の単独補助事業(**要支援者等以外で** も支援が必要な方)
- ・ボランティアの車両の任意保険料については、町の単独補助事業として実施

トピックス

- ・新型コロナワクチン接種では、集団接種会場が町内1か所で遠いため、両おたすけカゴヤが移動支援を実施(町も乗降前後の介助・付き添い支援に対し、1回300円を補助)。7月までに計19人が利用。感謝された
- ·地域公共交通活性化を促進する日野町「わたむき自動車プロジェクト」とも連携



関西STS連絡会から指導を受けたのち、ボランティア リーダーが講師となって運転者講習会を実施





資料提供:日野町社会福祉協議会、日野町 (長寿福祉課、公共交通政策推進室)

31

日野町の地域公共交通活性化にむけて

- 〇公共交通活性化の必要性〇
- ・利用者の減少とともに便数の削減 → 本数が少ないから利用しない(できない)という悪循環
- ・一方で交通をめぐる課題は山積 通勤マイカーによる交通渋滞、危険な通勤自転車の国道走行、2キロ以上の徒歩通学、 小学校1年生からの自転車通学、「家族タクシー」(家族による送迎)の負担
- ・日野町が「住んでみたい、住み続けたいまち」となるために・・・ 「忘れられていた」公共交通を再び活性化させることが必要

潜在的な公共交通への需要を掘り起こし、それを満たす交通体系を構築していく



「わたむき自動車」プロジェクト

人口流動等実態調査の実施 → 潜在ニーズの把握と実証実験の実施 → 交通インフラ整備のシステム化を目指す

実証実験

工業団地への通勤バス運行、まちなかバスの小型化・本数倍増(運転手養成のしくみ構築)、小学校スクールバス充実、オンデマンド交通の導入(高齢者等の移動手段確保だけではなく、日野駅や公民館事業への送迎、保育所送迎、飲食店送迎も)

目指す姿

若い人も高齢者も親子連れも来訪者も・・・
だれもが利用しやすい公共交通を、みんなが利用しているまち、日野町



公共交通で安全に通勤・通学できるまち、公共交通でどこへも気軽に出かけられるまち、公共交通で来訪・観光できるまち、いつでも公共交通で安心して帰宅できるまち、交通ターミナルの日野駅を交流・にぎわい拠点とするまち

■ 道路運送法と関連制度について(事例を含む)

道路運送法による許可や登録の制度で移動・外出支援を行う場合



バス 運賃OK タクシー 路線バス・コミュニティバス・デマンドバス

一般タクシー・乗合タクシー・ 介護タクシー・UDタクシー





非営利の範囲で 運賃OK

自家用有償旅客運送 2006~

①交通空白地有償運送

市町村運営&NPO主体

タクシーが営業しない地域(過疎地特措法等にもと づく地域)等で 住民全員や観光客等を対象に行 う (利用者の登録は不要)



②福祉有償運送

市町村運営&NPO主体

対象者は イ.身体障害者 ロ.精神障害者 ハ.知的障害者 ニ. 要介護認定者 ホ.要支援認定者 ヘ.基本チェックリスト該当者ト.その他の障害を有する者

一般の高齢者は不可



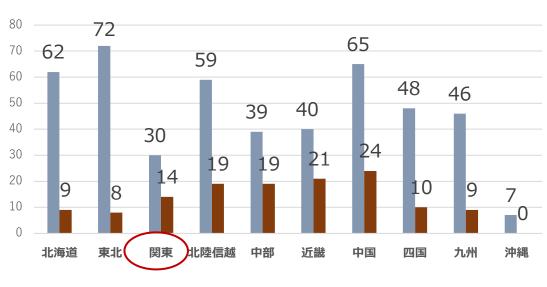
<交通空白地有償運送>

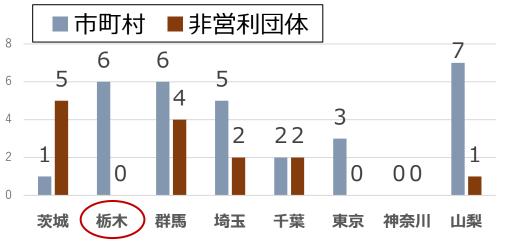
市町村運営 全国 468 市町村 非営利団体運営 全国 133 団体

令和2年3

月末

国交省旅客課資料から作成





<福祉有償運送> 市町村運営 全国 108 7

市町村運営 全国 108 市町村 非営利団体運営 全国 2,431 団体



35

ここで協議が調えば 過疎地でなくても「で きる」というのが国の 姿勢

「地域公共交通会 議」「地域公共交通 議」「地域公共交通 活性化協議会」「運 営協議会」の

いずれかで

協議を調える

①公共交通空白地有償運送 制度の概要

○協議事項;①運送の必要性(タクシー等の公共交通機関では十分なサービスが確保されていないと認められる)②運送の対価
 ③運送の区域 その他条件について協議が調う(全員の合意でなくて良い)ことが要件 * 合意プロセスガイドライン化
 ○構成員;自治体、地方運輸局、関係交通機関(タクシー等)

及び労組の代表、地域住民、利用者代表、NPOの代表など

名張市運営 国津地区の「あららぎ号」

運送の主体(登録できる団体)

○市町村

〇**非営利法人** (NPO法人、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、 一般財団法人、 認可地緣団体、農業協同組合、消費生活協同組合、商工会議所、商工会)

〇法人格がない町内会など地縁団体

○更新(3年ごと)や変更登録(運送の区域・運送の種別) 等を行う場合も申請と協議が必要 NPO法人「春野のえがお」(浜松市天竜区春野町)

運送の対象者

○当該地域内の住民と観光客

*利用者登録は不要

運転者

○二種免許もしくは一種 + 国交大臣認定講習受講 (福祉有償運送の認定講習で代替可能)





交通空白地有償運送の事例(市町村運営)

福井県 永平寺町 近助タクシー (デマンド型乗合タクシー)



電話予約でご自宅までお迎え! 目的地まで乗り換えなし!



志比北・鳴鹿山鹿地区

近助タクシー運行開始

10月1日(木)

- 運賃は1回の乗車につき、【大人300円】、【中学生以下50円】です
- 未就学児の利用は無料です
- 利用の際は、お得な定期券、回数券をご利用ください

便	予約締切り時間	便	予約締切り時間
8:30	前営業日の、 17時までに乗車予約		
9:20	【東古市・松岡方面】 ・永平寺口駅、福井大学病院、 永平寺町役場本庁など	10:00	30分前までに乗車予約 【目的地フリー】 ※乗合い運行のため到着時間
9:20	前営業日の、 17時までに乗車予約	16:00	が前後する場合があります
~	【永寿苑・上志比方園】 ・永寿苑、永平寺温泉・道の駅、 サンサンホールなど	16:00~ 17:00	【永寿苑・上志比方面】→各地区 →【東古市・松岡方面】→各地区 (30分前までに乗車予約)

目的地は、町内の病院・商店・福祉施設・公共施設等になります (町外施設または個人宅を目的地とすることはできません)

乗車予約 0776-43-1405 (8:30~17:00)

近助タクシー利用案内

- 〇「近助タクシー」運行の目的
- 恵比北・礦廃山廃地区において、無元住屋がドライバーとなるデマンド(予約)型交通の運行により、 生活の移動手段の確保とともに相互扶助による地域のさらなる活性化を目指す
- 〇 利用者登録について
 - 近助タクシーの利用には、事前登録(初回のみ)が必要です
- 利用登録申請書(役場・浄法寺郵便局・町ホームページから)を、役場総合政策課までご提出下さい
- 定期券、回数券を利用の際は、「永平寺町デマンド乗合タクシー乗車券交付申請書」(初回のみ)の
- ◇定期券 大 人:4,000円(1ヶ月乗り放理)
- ◆回数券 大 人:3,000円(11枚つづり)

小中学生: 500円(既存コミュニティバス利用券をご利用下さい)

















- ※ 利用状況や道路状況等によりご希望の時間にお応えできない場合があります
- ※ 乗合いで運行しますので、お迎え・到着の時間は前後しますことあらかじめご了承ください

乗車予約 0776-43-1405 (8:30~17:00)

予約の受付は「まちづくり株式会社ZENコネクト」に協力をいただいています 窓口等の混雑具合により電話がつながらない場合は、お手数ですが再度お掛け直しください

運行について 0776-61-3942 (役場総合政策課)



【利用申込】事前に利用登録を する

- ・予約や調整は「まちづくり㈱ZEN コネクト
- ・電話で予約(乗車時間の30分 前までに電話。朝便は前営業日 の17時までに)
- ・帰りの便についても要予約(病 院等で時間が分からないときは診 察後に電話)

【運行】 希望時間に運転ドライ バーが自宅までお迎え

・目的地まで乗り換えなしで運行 (乗合いになることもある)

②福祉有償運送 登録制度の概要

「運営協議会」や「地域公共交通会議」「地域公共交通活性化協議会」などで協議を調える	○協議事項 ①運送の必要性 ②運送の区域 ③運送の対価 が制度に 沿っているかを判断して協議を調える(全員が合意していなくても良い)○構成員 自治体、運輸支局、関係交通機関(タクシー等)の代表、タクシー労組の代表、地域住民、利用者代表、NPOの代表など
運送の主体 (登録できる団体)	○市町村 〇非営利法人(NPO法人.社会福祉法人.医療法人.一般社団法人. 一般財団法人.農業協同組合.消費生活協同組合.商工会議所.商工会)○法人格がない町内会など地縁団体 ○3年ごとの更新や変更登録(運送の区域・運送の種別)などを行う場合も申請と協議が必要
運送の対価 (運賃)	 ○実費の範囲内、営利と認められない範囲 = タクシーの上限運賃(距離制または時間制)の概ね1/2を目安・・・距離制150円/キロ(横浜)230円/キロ(名古屋)の事例も(高額化の傾向) ○運送の対価以外に、乗降介助料、待機料、付添料、迎車回送料など設定可能設備使用料、サービス受付・調整人件費なども設定可能
運転者	○二種免許もしくは一種 + 国交大臣認定運転者講習受講
運送の対象者	 単独で移動が困難な人、その付添人 イ.身体障害者 ロ.精神障害者 ハ.知的障害者 ニ.要介護認定者 ホ.要支援 認定者 ヘ.基本チェックリスト該当者 ト.その他の障害を有する者(複数乗車も可) *利用者登録が必要 上記 以外の高齢者は不可!

運転者の持込 車両の使用も OK (交通空白 地有償も同じ)

互助 活動

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」

- (1)-1 利用者からの給付が、好意に対する任意かつ自発的な謝礼と認められる場合
 - 2 **自治会等が**地域づくりの一環として**運行に必要な経費を賄う**場合。利用する・しない に関わらず 会費等が一律の場合
- (2)-1 利用者からの給付が野菜や地域通貨など換金性が乏しい財物などで行われる場合
 - 2 ボランタリーなサービスを相互に提供し合う場合
- (3) 利用者からの給付がガソリン代実費、道路通行料、駐車料金(特定費用)のみの場合
- (4)-1 市町村の事業として**市町村の車両で実施**されるなど、**利用者の負担がゼロ**の場合
 - 2 **自家輸送**の場合(ホテルやゴルフ場の送迎など本来の利用料に差がない)
 - 3 子どもの預かりや**家事身辺援助等のサービスと一体的に行われる**場合
 - 4 利用者の所有車両で送迎を行う場合

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」

令和元年10月 https://www.mlit.go.jp/common/001317469.pdf



「許可・登録を要しない輸送」の検討

自家用有價運送は有料なのよね じゃあ許可・登録を要しない 輸 送って無料のこと?



有償での輸送サービスの利用が難しい場合、地域の移動ニーズに対応するためには、ボランティアや地域の助け合いといった活動の力を借りて、地域の足を確保することも考えられます。

日常の買い物や自宅と病院の間の移動など、移動ニーズに対応して「道路 運送法上の許可・登録を要しない運送」という形で、自家用車(白ナンバー) を使って高齢者等を輸送するサービスを実施することができます。

道路運送法上の「許可・登録を要しない運送」に

(前略)それぞれの事例に即して個別に総合的な判断を行うことが必要であるが、主 迎行為等を念頭におきながら、許可又は登録が不要な場合の考え方及びこれに割 ば、次のとおりである。

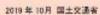
- (1)サービスの提供を受けた者(以下「利用者」という)からの給付が、「好意に対する
- (2)利用者からの給付が、金銭的な価値の換算が困難な財物や流通性の乏しい財
- (3)当該運送行為が行われない場合には発生しないことが明らかな費用(同種の運送主体を問わず発生する費用に限る。)であって、客観的、一義的に金銭的なが 路通行料及び駐車場料金。以下「特定費用」という。)を負担する場合
- (4) 市町村が公費で負担するなど利用者は対価を負担しておらず、反対給

「災頭」と14社」が重なる円場の方々へ

高齢者の移動手段を 確保するための制度・事業モデル パンフレット

このパンフレットは、薬動者の移動手段を確保するために必要となる福祉や支援の制度、単葉モデルについて解脱したものです。

意家用有関連送や「許可・重要を受しない輸送」など、さまざまなしくみ について、事業モデルと合わせて紹介しています。



「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」から



(1)-1 利用者からの給付が 好意に対する 自発的な任意の謝礼と認められる場合

乗せてもらった人(利用者)が、**あくまでも自** 発的に謝礼の趣旨でお金を差し出した場合

- ①偶発的なケース
- ②日頃からの感謝の気持ちとして 任意に金銭等の支払いが行われた場合」
- ③利用者がガソリン代実費を払う際に「釣り銭 の返却を求めず、運転者に受け取るよう申し 出て、運転者が受け取った場合」

ただし、料金表や金額が明記されたパンフレット 等がある場合は「自発的に」とはならない



「許可・登録を要しない輸送」の Q&A



モノや謝金は運送の対価にあたる?

利用者から実際の運行に要した燃料代、道路通行料及び駐車場料金を受け取ることに加えて、 ある時、「うちでたくさん取れたからお裾分け」と自宅で採れた果物を渡されました。その果物を、 運転者がそのまま受け取っても良いのでしょうか。

A. 運送の対価にあたりませんので、受け取ってOK です。

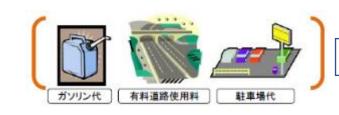
利用者の自発的な気持ちから提供された物品は、道路運送法上の「運送の対価」とならないため、受け取って差し支えありません。同様に、おつりを支払おうとした時に受領を遠慮する行為なども、利用者の自発的な気持ちから支払われた謝礼(金銭)とみなされますので、受け取って差し支えありません。

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット」 令和元年10月

国土交通省 通達

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」から





特定費用

ても合理的な説

明ができれば可

(旅客課長)

(3) 利用者負担が 実際の運行に要した ガソリン代、道路通行料、駐車料金のみの 場合は登録等は不要 「実際の運行に要したガソリ ン代」= 乗車中はもとより運転者の車庫等からの迎車及び 終了後の車庫等までを含む 実証実験でなく

①走行距離:燃費×1ℓあたりのガソリン価格

ガソリン代の算出方法2事例

②市町村の実証実験の結果にもとづき1kmあたりのガソリン代を算出(定期的に実情との 乖離がないか確認し、乖離があれば見直し) 国土交通省「高齢者の移動手段を確保 するための制度・事業モデル パンフレット」 令和元年10月

事 例 利用者が実際の運行 1km ごと に 決まったガソリン代を負担

- NPO法人Hが、輸送サービスを提供。
- 利用者は実際の運行に要した燃料代として1kmあたり 24円を負担する。(※燃料代は市町村の取り組みとして実施される実証実験の結果に基づき算出し、定期的に実態と乖離がないか確認する。燃費やガソリン価格の算出根拠を明らかにして計算することも可能。)
- 上記の利用者の実費負担を超える費用は、自治体からの 補助金などで賄う。
- Hがリースする車両を使用。
- 運転者はボランティア(運転ボランティアが持ち込む所有 車両を使用することも可能)

国土交通省 通達

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」から

- (1)-2 地域づくりの一環と して、**利用する・しないに関わ らず** 会費等が一律の場合
- ・自治会・町内会やNPO等が運行の主体となって送迎を行い、 乗る人も乗らない人も一丸となって運行を支えるために、**運行に** 必要な経費を広く自治会費や 会費で賄う場合
- ただし、運賃表を定めていたり、 会費やカンパ等として集めているものが運賃に相当する場合 等は該当しない

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」 令和元年10月



(例1) 自治会で輸送サービスを行っている場合

利用者が、会(自治会等)の運営に要する経費として会費を支払っており、希望する会員のみ輸送サービスを提供し、運送の対価は求めない場合

輸送サービスを利用する人も利用しない人も、会費は同じであれば、運送の対価が特定されませんので、 許可・登録は不要です。

もし輸送サービスを利用する会員が会費 5000 円で、利用しない会員が 3000 円というように会費が 違う場合は、運送の対価が特定されますので、許可・登録が必要となります。

会費が同じなので OK	会費(輸送サービスあり)3000円
	会費(輸送サービスなし)3000円
会費が違うのでNG	会費(輸送サービスあり)5000円
	会費(輸送サービスなし)3000円



形態:乗合い(巡回型) 車両:自治会所有 運転&調整:ボランティア

許可·登録不要

パサディナ号(静岡県 函南町) 乗合い巡回型

経過

・パサディナ区:1973年ごろ別荘地を兼ねた常住分譲地として開発。2019年の

人口1,061人、497世帯。うち73歳以上264人 ·高低差のある地形

・「高齢者交通手段確保」を具体的に推進することを2018年度の事業計画として 自治会総会で決定 ・アンケート調査 ・町や運輸支局等と調整 ・自治会役員 選考委員会が福祉交通部長を選任

・2019年5月の総会で、1年間検討してきた「高齢者福祉交通システム設立」 を賛成多数で承認・4月に「地縁による団体」として法人格を取得

・リース契約 ·2019年8月から開始

実施方法

利用

組織

·**自治会が車両をリース**(8人乗りワゴン) ·毎週(火)(金)&毎月6日.16日.26日 ·3便(9:00 11:30 13:30) ・パサディナ公民館を出発して利用者宅を回り、区内から区外へ(文化センターや 公民館、駅、スーパー等) 1周約1時間 ・利用希望がないときは運行しない

・65歳以上で交通手段に不便をしている地域住民

・ガソリン代実費・事故発生時の同意書あり

•自治会長-福祉交通部長(福祉自動車運営 統括) - 運営ボランティア - 運転ボランティアー -運行担当者(運行管理)-会計など

•運営管理規定、運区管理規定、管理細則



ı		
利用者	延べ人数	運行日数
8月	91	10
9月	142	15
10月	135	15
11月	129	12
12月	81	10
計	578	62



国土交通省

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」から

(4)-1 利用者負担がゼロの場合

- ・市町村の事業として、市町村の保有車 両で実施され、利用者からは一切の負 担を求めない場合
- ただし、介護保険制度の訪問介護による居宅介護で 送迎を行い、公的な給付が適用される場合は、利用者 の負担を求めなくても完全無償とは認められない

く令和2年3月末改正>登録等不要の形態で行う**団体所有の車両**に対して、自治体が購入費や**自動車保険料**を含む維持管理経費の全部又は一部を補助しても登録等は不要

★自治体からの規制改革要望は「利用者から保険料を収受する」だったが、緩和されなかった。自治体からの保険料補助を追加・明記

互助 活動

00

く令和2年3月末改正>介護保険制度にもとづくボランティアポイントは、**換金性があっても運送の対価とはみなさない**

【具体例⑤】

介護保険制度に基づく介護支援ボランティアポイントは、ボランティア活動を行った高齢者に対して市町村からポイントが給付される制度であるが、これは、高齢者が地域で社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者自身の介護予防にもつながるとの考え方に基づき、送迎を行うドライバー自身の介護予防に資する取り組みに対して介護保険財源からポイントが付与されるものであり、これと同旨の制度において受け取るポイントを含め、直ちに運送の対価にはあたらない。

事例 市町村が全額負担し運行

- 車両は、F市が使用権限を有する車両 (市の所有車又はリース車両)を使用。
- 運行時の責任はF市が負う。

ポイント

運転業務はNPO法人等に委託することも可能です。その場合は、運転者の人件費を含め必要な費用は委託費として、F市が全て負担します。運行時の責任はF市が全て負います。

※役務提供の態様等によっては、自動車 運転代行業や労働者派遣業とみなされる こともあります。

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」 令和元年10月



国土交通省 通達

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」から



(4) -2 「自家輸送」の場合

- ・デイサービスや授産施設、障がい者の地域作業所、各種サロン等を運営する者が施設の利用を目的として送迎にかかるコストを別途求めない場合も登録等は不要。ホテルや旅館、ゴルフ場の送迎等もこれに該当
- ・ただし、送迎を利用する人と利用しない 人とで、サービス内容や利用料に差をつける 場合は、送迎が1つの独立したサービスと みなされ、自家輸送と認められない。また、 病院などの運営主体から委託を受けて送 迎を行い、送迎に係る費用の全額を委託 者や第三者が負担している場合は、登録 等が必要

(例2) 高齢者サロンやデイサービス等の送迎

利用者が施設利用料を支払って、高齢者サロンやデイサービス等の施設の利用をしている場合に、当該施設へ利用者を送迎するための輸送を提供し、送迎に係るコストは求めない場合

サロンやデイサービスなどの施設が、施設の利用を目的として利用者を送迎するための輸送を 行っている場合、通常は送迎も含めてひとつのサービスとみなしますので、道路運送法の規制 の対象にならず、許可・登録は不要です。

ただし、送迎サービスを利用する人としない人で、施設利用料が違う場合は、送迎サービスが独立したサービスとみなされますので、許可・登録が必要になります。

利用料が同じなので	サロン利用料(送迎つき)2000 円
OK	サロン利用料(送迎なし)2000 円
利用料が違うので	サロン利用料(送迎つき)2000 円
NG	サロン利用料(送迎なし)2500 円







事 例 病院での診療サービスを目的とした送迎

- 病院Mが通院患者を病院まで送迎
- 送迎を利用する者としない者とで支払う金銭は変わらない

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」 令和元年10月

国土交通省 通達

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」から



(4)-3 子供の預かりや家事・身 辺援助の提供が中心となるサー ビスを提供するものであって、運送 に対する固有の対価(ガソリン代 等)の負担を求めない場合 (ガソリン代実費はもらえない)

ただし、運送を行う場合と行わない場合とで対価が異なる場合や、 提供するサービスの中に運送が含まれており、運送に対する反対給付が特定される場合には、有償に該当し、許可又は登録を要することとなる









(例3)家事・身辺援助サービスの一環として送迎をする場合

家事・身辺援助の提供が中心となるサービスにおいて、そのサービスの一環として輸送 サービスを提供し、運送の対価を求めない場合

家事や身辺援助が中心となるサービスにおいて、車両による送迎を行い、運送の対価を求めない場合や、家事や身辺援助が中心となるサービスを実施するなかで、結果的に送迎のみのサービスが提供されたとしても、あくまでサービス全体では家事や身辺援助が中心となるサービスが提供されている場合は、許可・登録は不要です。たとえば、買い物の付き添いをした場合に、車に乗ってスーパーへ行っても歩いてスーパーに行っても料金が同じであれば、許可・登録は不要です。

車に乗ってスーパーに行った場合はプラス100 円という料金体系になっていたり、付き添い20分200 円、送迎10 分200円など、送迎固有の対価を受け取るような場合は、運送の対価が特定されます ので、許可・登録が必要となります。

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット」 令和元年10月

形態:個別支援 車両&付添:ボランティア 調整:団体 許可・登録不要

互助 活動

「金谷応援隊」(静岡県 島田市 金谷地区)

経過	・金谷地区の市街地部分は、駅もあり(本数は少ないものの)バスも運行している。郊外の山間地は交通のアクセスが悪く通院や買物に不便な地域 ・金谷地区社協の「金谷応援隊」は、以前から助け合いの生活支援サービスを実施していた。買物は代行で行っていたが、「自分の目で見て買いたい」「墓参りをしたい」等の声が常にあった。「困っている人がいる。なんとかしたい」との担い手の声を受けて、生活支援コーディネーターが寄り添い支援をしながら、事故への不安などを出し合い、1つずつ丁寧に議論をしながら検討を始めた。 ・外出支援を生活支援のメニューの中に包括し、ルールや書類を整備。安心して活動・利用できる体制をつくり、小さくスタートした・運転者講習は、大臣認定講習機関の自動車学校に委託し、利用者理解など市や社協の専門職も講師となって協力した
実施方法	〈生活支援サービス〉 1時間 500円 (ゴミ出し以外) ①ごみ出し(1回150円) ②買い物代行 ③住居の清掃や家周りの手入れ ④軽微な作業(電球交換・日曜大工) ⑤話し相手 ⑥散歩や通院等の付添い ⑦外出支援 (付添いが必要な方) ⑧その他日常生活上必要なサービスで会長が認めるもの
車両	・ボランティア(サポーター)のマイカー
会員	登録利用者:11人 登録サポータ—:14人
市内への波及	・金谷応援隊の外出支援の仕組みができたことで、①高齢者ふれあいサロン参加者の送迎に取組みたい →地区内の飲食店が無償でマイクロバスを提供&運転ボラで送迎活動へ ②他の地区でも金谷応援 隊の外出支援モデルに取組みたいとの声が→普及啓発講座の開催、資料の提供など





島田市社協 中野克彦氏提供 48

国十交诵省 诵译

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」から



(4)-4 利用者の所有車両で 送迎を行う場合

運転を任されただけなので、報酬が支払われても登録や許可 は不要

単にAはBの 車の運転を行う









その他**利用者負担可能 <仲介手数料>**

アプリを使うサービス **(電話受付やサービ ス調整も該当 = 国交省見解)**

ただし運転者に還流しない仕組みにする

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット」 令和元年10月

Q5 利

利用者の車両を運転するだけでも登録が必要?

運転ボランティアが運転をしますが、車両は利用者の所有する車両を使っています。利用者から、一回の運転につき一定額の金銭を受け取る場合、道路運送法上の許可や登録を必要としますか?

A. 道路運送法の対象外なので、許可や登録は不要です。

自動車の提供とともに行われる輸送サービスではなく、単に利用者に代わって運転するのみであれば、道路運送法の対象とはなりません。※役務提供の態様等によっては、自動車運転代行業や労働者派遣業と見なされることもあります。

仲介者への手数料は?

利用者と運転ボランティアの間に、窓口となる仲介者(コーディネーター)を設置しました。仲介者は運送を行う主体ではありませんが、利用者は仲介手数料を支払います。この仲介手数料は「運送の対価」にあたりますか?

A. 仲介手数料は「運送の対価」にはあたりません。

ただし、手数料が運転ボランティアに渡り、実際の運行に要した燃料代・道路通行料・駐車場代を超えた金銭を収受することとなる場合には、「運送の対価」とみなされ、道路運送法の許可・登録が必要となります。

仲介手数料が運転者に渡らないよう分別管理する、利用規約等に運転者に仲介手数料を 直接または間接に支払ってはならないことを規定する、収受する金銭の内訳を利用者に周 知する等などの対策を講じることで、道路運送法に抵触しない形で、移動サービスを提供す ることができます。 ■ 事故について&事故への備えと保険

事故について



事故は、**起こらないようにする**ことが**基本** (リスクマネジメントが重要!)

①運転者講習の受講

運転免許を取得してウン十年。知らず知らずに身に付いた**自分の運転のクセ**を、 互助活動を始める前に**知る**。修正する

② 互助活動による大きな事故は もともと 少ない

(タクシーと異なり)行先が限定されている:通いの場、スーパー、病院等の反復

③自分たちのルールで地域を限定

事例)新潟県燕市「地域の茶の間」送迎

④みんなで研修

危険予知トレーニングなど

国土交通大臣認定 運転者講習

・福祉有償運送(登録制度)の運転者は、①二種免 許保有者または ②上記 大臣認定講習受講が必要。 座学&実技。「認定講習修了証」が授与される

安全運転講習

・大臣認定講習のうち、**互助活動に必要な部分をコンパクトに抜粋した講習**。座学&実技。「安全運転講習修了証」が授与される

	団体名	高齢	当の閉	じこもり予防や自	自立支援に関する主	Eな活動
	サービス内容	運動	レク	送迎の有無 と範囲	開設日時	利用者負担等
	学校町みんな の茶の間	0	0	O (町内)	水·金 10-15時	無料 第2水は食事会
\	ねっとわーく エプロン	0	0	O (地区内)	月~金 10-15時	お茶代100円
	ほっとくらぶ	0	0	O (町内)	火·金 9-12時	下粟生津地区100円 その他200円
	みんなの場所	0	0	O (地区内)	火·木·金 10-15時	お茶代100円
	吉田ふれ愛サ ロン「なかま」	0	0	〇 (校区内)	木 10-13時	参加費100円

事故への備えと保険(自動車保険と活動保険)

・ 事故は、起きないようにするが、起きてしまったときは(通常の事故と同様に)保険会社に任せる

他人を乗せるとき特別な保険は必要ない。

(全国移動ネットで、大手&ネット申込損保会社に確認済) 任意保険は掛けるのが常識!



自動車保険の仕組み

● 自賠責保険(強制保険) 対人賠償保険のみ

ケガ治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料 最高120万円/死亡保障 3000万円

●任意保険 重要

対人賠償責任保険

対物賠償責任保険

人身傷害保険 (搭乗者傷害保険) **総合補償**と呼ばれる商品は、この3つの保険が組み合わさっていることが多い ※このほかに「車両保険」なども特約で付けることができる

<対人賠償>(家族以外の)**第三者に傷害を与えた場合**、傷害の程度に応じて(自賠責とあわせ)保険金が支払われる

同乗している利用者=第三者

く人身傷害>責任割合にかかわらず、運転者と同乗者の傷害に対して 実際の損害額に応じた保険が支払われる(cf. 搭乗者傷害は一定額)

保険を使うと等級がダウンして 掛金が高くなる問題に対応する保険



保険の先へ、挑む。

損保ジャパン日本興亜

2019年7月版



※ボランティアドライバー等が所有する自動車で搭載支援サービスを提供している器の単版を、搭載支援サービス提供占額が 加入する「技術の移動を支える保験」で展示して装備する点が実界が12019年8月末時点、5米(第一く)。

移動支援サービス事業用自動車保険特約(優先払型)



地域の移動を支える 保険とは?

ボランティアドライバー等 の所有自動車を使用して移 動支援サービスを提供して いる間の事故について、ボ ランティアドライバー等の 自動車保険に優先してお支 払いする保険です。

『地域の移動を支える保険』で ドライバーも利用者も安心!

市町村・社会福祉法人・NPO法人等が加入することによって、移動支 援サービスを提供している間の事故について、この商品で補償可能 な範囲(裏面参照)においては、ボランティアドライバーの自動車保 険を使用する必要がなくなります!

保険の概要と保険料等については、裏面をご覧ください。

移動支援サービス事業用自動車保険特約の概要

保険契約者 記名被保険者	移動支援サービスを提供する市町村・社会福祉法人・NPO・ボランティア団体等の運営主体 [®] ※登録ドライバー(運転者として事前に登録された方をいいます。)・対象台動車等を管理する能力を十分に有していること等の条件があります。詳細 は取扱代理医または開保ジャパン日本興受のまでご連絡ください。					
対象白動車	①登録ドライバーおよびそのご家族が所有する自動車 ②登録ドライバーおよびそのご家族が役員となっている法人が所有する自動車 ③配名被保険者が移動支援サービスのために無償で借り受ける自動車 (注)移動支援サービスを提供する市町村・社会福祉法人・NPO等が自ら所有する自動車は対象外です。					
補償対象区間	移動支援サービスの提供または持機***のために自宅等**2を出発した時から自宅等**2に帰着した時までの同に発生した事故を補償します(合理的な経路・範囲**2に服ります。)。 <補償対象区間のイメージ> (特権場所にて持機する場合はその同も補償の対象) 日宅 利用者A 利用者B 利用者B 列着地 フライベートの 日前機 が出先 (即日サービス提供を要請された場合)					
	※1 持機とは、登録ドライバーが、運営主体の設定する持機場所において移動支援サービスの依頼を持つことをいいます。 実2 自宅等とは、登録デライバーの色居または対象自動車の主たる保管場所をいいます。よれて、・質別の事態により別の場所から出発する(または) の場所に知る)場合で、適営主体が事態に承認したときは、その適営主体が承認した場合とします。 ま3 音楽的な容器・機関とは、終機支援サービスのご登録的に、一般に用いるそのと認められる経路・機関をいいます。合理的な容器は、原対影響と					

は、台種的な経路とはもりません。

ご契約プラン

		基本プラン(車両保険あり)	ライトプラン(車両保険なし)
	対人賠償責任保険(保険金額:無制限)	0	0
	対物賠償責任保険(保険金額:無制限)	(自己執刑権はし)	(自己政治教徒人)
被信=1	対物全摄時修理差額費用特約	0	0
	白根事故傷害特約(保験金額:1,500万円)	0	0
	車両保険(一般条件)(保険金額:300万円 ^{m2})	O (BERKRIKL)	×
保険料	1台・稼働日1日当り33	1,700円	400円

- ※1上記別外の特的は付帯されていません。ロードアシスタンス特的等のその他の補償・サービスは、登録ドライバーの白竜幸信賞で著償いただく必要があります。
- ※2 参画保険は、時価値はたは300万円のいずれか気い値を服物に保険金をお支払いします。
- ※3.2年日に関の保険利は、前年度の保険金の支払い状況に応じて、開発引を適用します。
- ★このチランは概要を設有したものです。近しいYPSなこうきましては、「ご契約のしおり(約款)」「乗車事事等登録料書」などをご覧ください。近面は、単語代理氏または影像ジャパン日本無要ま でお問い合わせください。



SOMPO ホールティンクス 員害保険ジャパン日本興亜株式会社

V160-8338 東京都新包区西新自1-26-1 <避略先> https://www.sjnk.co.jp/contact/

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 企画開発部

TEL: 03-3349-3854

担当: 圆本·宮木

住所:東京都新宿区西新宿1-26-1

移動サービス専用



目動車保険

移動支援ボランティア活動中に 自動車事故が起こってしまったら…

困っている人を助けたいけど 事故が起こったら どうしよう?



病院や買い物、 役所の用事はどうしよう…



公共交通機関

ドライバーの方の名義の 自動車保険ではなく、こちらで 用意できないかな?





ボランテイア ドライバー

移動サービス専用自動車保険とは…

ボランティアドライバー等の所有自動車を使用して移動サービスを提供している態の事故 について持ち込み車両の自動車保険に優先して保険金をお支払いする保険です。 この商品によってボランティアドライバーの自動車保険を 使用する必要が無くなります!



【補償内容と保険料について】

保険期間終了後、通知内容に基づき確定保険料を計算し、契約締結時に領収した暫定保険料との差額を追加領収または返還します。

補償内容	車両保険	車両保険ありプラン		
対人賠償責任保険	無制限	無制限	無制限 免責金額(自己負担額) なし	
対物賠償責任保険	免責金額(自己負担額) なし	免責金額(自己負担額) なし		
自損事故傷害特約	0	0	0	
対物超過修理費用補償特約	0	0	0	
車両保険(一般条件) (保険金額300万円 ^{※1})	○ 免責金額(自己負担額)なし	〇 免責金額(自己負担額)3万円	×	
概算保険料 (1台・稼働日1日あたり) *2	1,210 _円	1,150 _円	400 ⊞	

- ※2 実際の保険料は、お見積り時に保険会社にて賃出額します。2年日以降の保険料は、前年度の保険金の支払い状況に応じて、判断引き適用します。
- 移動サービスの提供における合理的な経路を著しく洗便して白動車を挙行している節に生じた事故による指害・復害(特約)については保険量を支払いません

保険料例

車両保険なしプラン、対象台数2台、稼働日100日の場合

400円×2台×100日 = 年間保険料 80,000円

【個々の車両の責任期間】

移動サービスの運転を開始した時から、その運転を終了した時まで(合理的な経路・範囲に限ります)。 個々の移動サービスごとの自家用自動車の運転者、登録番号等、運行開始した日時および終了した日時等を毎月株式会社エージェント (保険代理店)に適知することが必要です。

お手続きの流れ

契約時

プランの選定、概算保険料の算出

対象車両ごとに、想定される年間の稼働日数を算出し、年間の保険料を計算します。 ・各車間の年間保険料の合計が、契約時の概算保険料となります。

保険期間中

車両ごとの輸送実績を毎月所定の開日までに通知します。

運転者の追加や車両の追加があった場合には、毎月所定の期日までに通知します(事後通知で可)。

保険期間 終了時

保険料の精算

通知内容に基づき確定保険料を計算し、契約締結時に領収した暫定保険料との差額を 適加領収または返還します。

上記は、移動サービス専用白動車保険(移動サービス事業者向け白動車保険特別付第一般白動車保険)の概要をご紹介したものです。ご不明点等がある場合には 毎現代通店までお問い合わせください。

[お問い合わせ先]

取扱代理器: 株式会社エージェント

〒162-0845 東京郵新宿区市谷本村町3-29 FORECAST市ヶ谷 7階 本社営業部 TEL:03-6280-7813 FAX:03-6280-7814

引受保险会社:東京海上日動火災保険株式会社

〒102-8014 東京総干代田区三番町6-4 TEL:03-3515-4122 FAX:03-3515-4123

公務第一部公務第一課

2020年11月作成 20-703732

●保険契約者:**移動** 支援の実施団体 人格は不問)

●対象となる自動車:

①登録ドライバーもしく は家族名義の車両

②社会福祉法人等か ら無償で借り受ける車 画

●損保ジャパンの商品 は、車両保険ありの場 合、人身傷害を付加 (2021年1月から)

※契約に含まれていない 各種特約については、持 **込車両の**(本来の)**自** 動車保険を併用すること **が必要になる場合**もある

ボランティアと利用者に切れ目のない補償が行われるよう

保険をかける(乗車中の事故より降車後の事故のほうが多い)

	ボランティア 自宅発	\Leftrightarrow	送迎車にボラン ティア乗車中	\Leftrightarrow	送迎車に利 用者乗車中	\Leftrightarrow	買い物やサ ロンに参加 中	(
自動車保険			•		•			
ボランティア活動保 険(無償ボラ)		•		•		•		
ボランティア行事用 保険(Aプラン)				•		•		社
送迎サービス補償 (Aプラン)				•	•	•	Aプラン・Bフ 保険全の種類	保険金額)・イ ランとも2口まで、 ご加入プラン
送迎サービス補償 (Bプラン)			•		•		入院包	#古保険金 総第会日標 入際中の手術
・福祉サービス総合補償(有償ボラ)	•	•		•		•		外来の手術 深険会日頃 1 口あたり)



345.2万円(限度額)**

3,400円

34,000 FB

17,000円

2,200円

利用省1名

利用日数 1日 20円

(1申込につき最低保険料

351.5万円(限度額)

4.000円

40,000円

20.000円

2,600円

(自家用乗用車・台家用貨物車とも)(45)

(84)法定兼审定员 1 名

1 mm 2.000 m

■ 立上げプロセスの事例&静岡県による市町支援の取組み

横戸・卯八郎受 ささえ愛ネット (新潟市西蒲区中之口)



- 新潟市西蒲区社協の主催で研修会を開催
- 地域の有志と一緒にこれからの地域づくりを考え 始めた
- 住みよい地域にするためにと題した座談会を開催

- ・買物、通院、掃除、除雪、書類の説明、ちょっとした大工仕事、庭木の手入れなどに**困っているという声**
- 今はまだできることもあるが数 年後は不安という声
- ・ 高齢者だが **元気なうちは誰 かの役に立てる** という人も
- お互いさまの関係の中で支え 合う地域をつくるため組織をつ くることになった

- 最初はメンバー5人でスタートした。1人ず つ**賛同者を募りながら**会合を重ねた
- どのような地域になると良いか、描く夢と 想いを目標に!
- ・ 高齢者や地域の今の課題は、数年後の 自分事。自分たちが使える仕組みとして、 今からできることをしようと考えてきた
- 自治会総会で説明、理解を得る
- 会合のたびに**賛同者が増えた**
- 先行地域・団体へ視察
- 細かいことはやりながら考える。始まる前から考えすぎると疲れる
- 型にはめず臨機応変に!

●設立までに 検討したこと



【運営資金】補助金を申請した

【活動時の保険】 **社協が窓口**の福祉総合サービス補償と送迎サービス補償を掛けた

【事故防止のため】活動範囲を日頃の生活圏域程度の**地域内**とした

【事故がおきた場合】個人(マイカー)の自動車保険を使うことになった。等級がダウンして掛金が年間2万円くらい上がるため、1年最大2万円まで自治会で負担することを決めた

横戸・卯八郎受ささえ愛ネット発足式



地域包括と一緒に看板を掲げる専門職との連携も必要になるので困りごと相談として受ける以上



- ・有志を募るなかで 今は25名の方が協力員として登録
- ・活動費ではなく次も使いやすいための謝礼の 意味について話合い中



静岡県事業の概要

静岡県健康福祉部健康局**健康福祉増進課**提供資料から

〈平成28~30年度〉運転免許返納への対策・関係者会議の開催 〈平成28.29年度〉「運転免許を返納した高齢者の移動支援に関する連絡会」の開催 〈平成30年度〉移動手段の確保に係る検討会議を県主催で実施(10/31) 議題:市町アンケート等による課題集約 参加者:県医師会、県警察本部、認知症の人と家族会静岡県支部、市町(2市)、地域包括支援センター(1市)、県社会福祉法人経営者協議会、県・市社会福祉協議会、静岡運輸支局、県バス協会・県タクシー協会、県地域交通課・〈らし交通安全課・長寿政策課、全国移動ネット ➡ 関係団体が連携・協働し、地域で生活する高齢者等の移動手段サービスの創出〈平成30年度〉移動支援制度説明会・交通安全講習会の開催(県内3会場)

<令和元年度> 移動サービス創出支援事業(モデル地区における実証実験の実施)

令和元年度は、平成30年度までの移動サービスの取組を更に進めて、**県内市町への横展開を図ることができるよう**、運営者、移動の形態、 運行地域など**特性の異なる3地区を実現モデルとして**実施。移動サービスに関する有識者がアドバイザーとして指導・助言

対象地区	実施主体	形態	運行地域※	試行実施内容
御殿場市	市社協	乗合巡回	郊外	運転ボランティアによるスーパーへの無償送迎
島田市	地区社協	個別送迎	中山間地	会員制による生活支援サービスの一環として送迎
湖西市	地区社協	乗合送迎	駅周辺	サロンからスーパー、自宅への無償のルート送迎
70/15-11/13	運転ボランティア	個別送迎	駅周辺	自宅からサロンへの無償送迎

※財源:保険者機能強化推進交付金



・関係者で実現モデルを評価



·事業報告会

・モデル市の取組等のプロセスなどをまとめた事例集を配布

会和2年3月

静岡県事業の概要

静岡県健康福祉部健康局健康福祉増進課提供資料から

<令和2年度>①移動サービス後方支援体制整備事業 【相談窓口設置・アドバイザー派遣】

移動サービスの立ち上げや継続を視野に、地域の困り事や課題、トラブル等に対応する相談体制を構築するため、

総合相談窓口の設置及び**アドバイザー派遣**を実施(全国移動サービスネットワークに委託し実施)

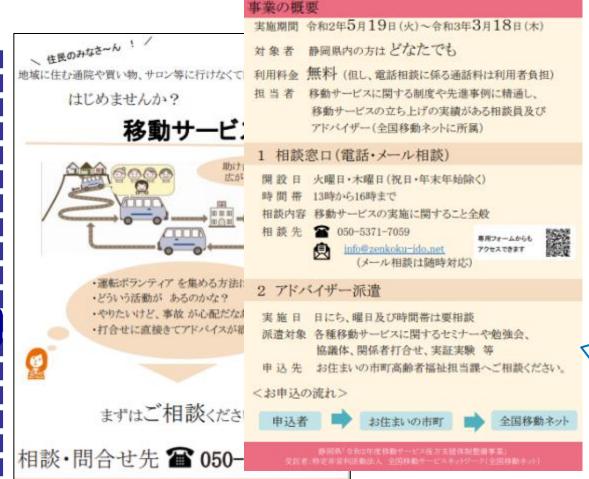
主な相談実績 (令和2)

相談窓口 (41件)

- ○先進事例紹介
- ○道路運送法等の制度
- ○担い手や車両確保
- 〇各種保険制度
- ○利用料金や謝金
- ○関係者会議の開催・・

アドバイザー派遣 (20件)

- ○実証実験開催に向けた 関係者会議
- ○移動サービス立ち上げに 向けた関係者会議・・・・



移動サービス事例報告会の開催

移動サービスの立上げや普及展開 の手法を県内外の実践事例を通じ て学び、各市町へ横展開を図るため 令和3年2月17日オンライン開催。 参加者1,045名(全国44都道府 県の行政関係者等も参加) 基調 講演:全国移動ネット 事例報

告:南伊豆町、西伊豆町、御殿場

市、島田市など

新型コロナウイルス感染防止の観点から、8月以降は、アドバイザーは原則オンライン派遣(Zoomを利用)

財源:保険者機能強化推進交付金などを活用

静岡県事業の概要

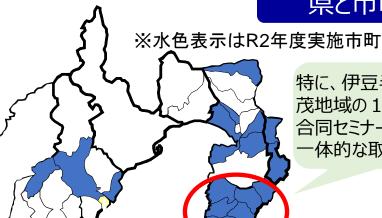
静岡県健康福祉部健康局**健康福祉増進課**提供資料から

く令和2年度>②市町のニーズに応じた個別の伴走支援〜壮年熟期活躍プロジェクト〜

「ふじのくに型人生区分」における**壮年熟期(66~76歳)の方を対象**に、継続的な**社会参加活動につなげる**ための知識や

技能の習得を目的として、県と市町が連携し、生活支援の担い手等として活躍するためのノウハウを学ぶ「講習・体験会」で実

施(R2年度は17市町で実施)



実施内容	市町数
移動サービス	11市町
生活支援·介護予防	2 市町
居場所づくり	1市町
意識醸成	3市町
計	17市町

県と市町が連携

特に、伊豆半島南部の賀 茂地域の1市5町では、 合同セミナーの開催など 一体的な取組を実施

地域で必要な支え合い活動

- ●住民同士の見守り
- ●ちょっとした生活支援 (ゴミ出し、買い物の荷物持ち等)
- ▶見守り
- ▶家事援助
- ▶外出支援



地域社会の 支え手として 社会参加



長寿者の社会参加

- ●知識・経験を活かす活動
- ●新たにチャレンジする活動
- ▶起業・就労
- ▶ボランティア
- ▶地域活動
- ▶趣味







【個人の視点】

役割があり、生きがい、やりがいにつながる。

【社会の視点】

安心して暮らしつづけられる地域づくり。

66~76歳

さまざまなことに熟達し、社会で元気に活躍する世代

く令和2年度>運転ボランティアの養成~壮年熟期活躍プロジェクト~

座学や実技を通じて、運転技術の向上を図るため、令和元年度から運転ボランティア養成講座を開催

令和2年度は、賀茂地域等の市町と連携し、自動車学校で開催



住民主体の移動サービスの創出を目指して・・・

- ○都道府県・市町村レベルでの福祉部局・交通部局との連携
 - ・お互いの場(協議体や地域公共交通会議等)への参画
 - ・事業の企画段階から、交通部局と連携しながら取り組む等
- ○担い手の発掘・養成
 - ・移動サービスの意識醸成のためのセミナーの開催
 - ・先進地視察(オンラインでの意見交換も効果的)
 - ・運転ボランティア養成研修の開催 等
- ○広報の重要性 ~まずは取組を知ってもらうことが大切~
 - ・地域住民への周知・広報(チラシの作成・全戸配布等)
 - ・メディアの活用、新聞記事への掲載等
- ○アドバイザーの必要性
 - ・主体はあくまでも「住民」
 - ・活動の後押しには、アドバイザー(全国移動ネット等)との連携が不可欠 ⇒ 相談体制の整備(アドバイザー派遣・相談窓口の設置)等

コロナ禍だからこ そ、できない理由 ではなく、できる 方法を!!

◎住民主体の移動サービスに取り組む団体数

25団体(平成29)

⇒ 62団体(令和2)

移動サービスに取り組む団 体数はここ数年で倍増(次年 度以降は更に増加予定)

【参考資料】 静岡県 住民主体の移動・外出支援(登録等不要)実施状況

(2021年6月末:静岡県資料から作成)

		•	
	形態&名称 (地域)	車両の提供	運転·付添
	買物支援「福口ウはやぶさ隊」(中藁科地区)	(福)わらしな福祉会.駿河会 他	ボランティア
	乗合 巡回(北沼上地区)	(福)天心会	施設職員
	乗合 巡回 地区社協(久能地区)	(福)駿府葵会	施設職員
	個別送迎 社協	社協	運転ボランティア
	買物支援 地区社協(足久保地区)	(福)楽壽会 (株)杏林堂	ボランティア
静岡市	買物支援 (唐瀬町地区)	NPO法人きのぼり	職員
	通院・買物支援「NPO丸子まちづくり協議会」(長田西学区)	NPO法人丸子まちづくり協 議会	ボランティア
	通院·買物支援 地区社協(駒越地区)	地区社協	ボランティア
	買物支援 地区社協(三保地区)	NPO法人	ボランティア
	買物支援 地区社協(庵原地区)	地区社協	ボランティア
浜松市	個別支援(ボランティアの車両等)実施予定		
八八八八八	サロン送迎	(株)LCウエルネス	ボランティア
辺津市	移動支援セミナー開催 中 買物支援 寄り合い処かぬき暖だん(NPO法人まごころサービス静岡東部 センター) (かぬき地区)	ボランティア	ボランティア
	, ,	デイの事業所	ボランティア
三島市	個別支援(生活援助と一体型)(芙蓉台自治会)	ボランティア	ボランティア

	形態&名称 (地域)	車両の提供	運転·付添
富士宮市	個別支援(生活支援と一体型)NPO法人	ボランティア	ボランティア
	移動支援セミナー開催 中		
伊東市	個別支援(生活援助と一体型)「NPO法人プレッソ」(大室高原地区)	ボランティア	ボランティア
島田市	個別支援(生活支援と一体型)「金谷応援隊」(金谷地区)	ボランティア	ボランティア
富士市	通院等支援 社協	社協の車	運転ボランティア
田工门	乗合 巡回 (今泉地区)	社会福祉法人の車	施設職員
磐田市	個別支援(生活支援と一体型)地区社協	ボランティアの車	ボランティア
焼津市	移動支援セミナー開催 予定		
藤枝市	買物通院支援&サロン送迎「出かけっCAR」(西益津地区)	市社協(リース)	運転ボランティア 付添ボランティア
	買物支援·会食会送迎 地区社協(葉梨地区)	市社協(リース)・(福)福水会開寿 園	ボランティア 施設職員
	サロン送迎(青葉町地区)	(福)富水会第2開寿園の車	法人職員
	買物支援 地区社協(広幡地区)	(福) 県民厚生会きらら藤枝	法人職員
	買物支援 地区社協 (岡部地区)	(福)葉月会	法人職員
	買物支援&サロン送迎 地区社協(大洲地区)	市社協(Uース)	ボランティア
	買物支援 地区社協(高洲地区)	市社協(リース)	ボランティア
	買物支援「瀬戸谷買援隊」(瀬戸谷地区)	(株)ふるさと瀬戸谷	地区社協

	形態&名称 (地域)	車両の提供	運転·付添
	個別支援「たんぽぽ」 社協	社協	運転ボランティア 付添ボランティア
御殿場市	買物支援「玉穂買物支援プロジェクト」	(福)野菊寮	運転ボランティア 付添ボランティア
	買物支援「ほっくばら買物支援PJ」	(福)十字の園	運転ボランティア 付添ボランティア
∜₩★	個別支援(生活支援と一体型)「袋井ファミリーサポートセンター」「袋 井シニア支援センター」	ボランティア	ボランティア
袋井市	通院・買物支援 「三川地域協働バス運行委員会」 (北部地区)	市(リース)	ボランティア
	通院・買物支援 「めだか号」(浅羽東地区)	市(リース)	ボランティア
下田市	移動支援セミナー開催 中		
裾野市	買物支援 (個別)(千福が丘町内会)	ボランティア	ボランティア
	サロン終了後の 買い物支援 (表鷲津地区)	社協	
湖西市	個別の サロン送迎 (南上の原地区)	ボランティア	運転ボランティア 付添ボランティア
	移動支援セミナー開催 予定		
伊豆市	乗合 (生活支援と一体型) 「生涯現役プロジェクト」(中伊豆地区)	特養中伊豆	ボランティア
	個別支援 社協	社協	ボランティア
	社会参加·買物支援 自治組織(朝比奈地区)	市	ボランティア
/hn > 4 + _ L	社会参加・買物支援 自治組織(新野地区)	市	ボランティア
御前崎市	通院·買物支援 自治組織(比木地区)	市	ボランティア
	通院·買物支援 自治組織 (佐倉地区)	市	ボランティア
	通院·買物支援 自治組織(高松地区)	市	ボランティア

	形態&名称 (地域)	車両の提供	運転·付添
菊川市	サロン 送迎 社協	社協	ボランティア
	通院支援 社協	社協	職員
	買物支援 自治会(奥の谷地区)	社会福祉法人	ボランティア
	通院支援 (福)和松会	(福)和松会	施設職員
伊豆の国市	移動支援セミナー開催中	(1=) + 15 + 1	16-10 min
	買物支援 (千代田地区)	(福)あやめ会	施設職員 付添ボランティア
44 4 74 +	移動支援セミナー開催 予定	社会行法は1	t左≡几啦 吕
牧之原市	サロン送迎 ************************************	社会福祉法人	施設職員
/TI III	送迎支援 (生活支援と一体型) 須々木地区	ボランティア	ボランティア
東伊豆町	移動支援セミナー開催 中		
河津町	移動支援セミナー開催 中		
南伊豆町	サロン送迎 「エクレシア号」	(福)梓友会	施設職員 添乗ボラ
	買物支援「なのはな号」	社協	運転ボランティア 付添ボランティア
	<mark> </mark> 個別支援	ボランティア	ボランティア
松崎町	移動支援セミナー開催 中		
西伊豆町	買物支援「ご近所福祉ネットワーク in中」	NPO法人みんなの家	運転ボラ 付添ボラ
	買物支援 (大沢里地区)	(福)梓友会	運転ボラ 付添ボラ
	買物支援 (神田·大久須地区)	社協	運転ボラ 付添ボラ
函南町	サロン送迎 「かんなみおでかけサポート」	社協	運転ボランティア 付添ボランティア
	巡回型 「パサディナ号」(パサディナ地区)	自治会(リース)	ボランティア
清水町	移動支援セミナー開催 予定		
吉田町	通院等支援 社協	社協等	運転ボランティア
森町	個別支援	ボランティア	ボランティア